

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 1 回期日(20230623)提出の書面です。

令和5年(ネ)第292号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 大江千束 外

被控訴人 国

意見陳述要旨

令和5年6月23日

東京高等裁判所第2民事部 御中

原告 小川 葉子

1 控訴人の小川葉子です。私は、同じく控訴人である大江千束のパートナーであり、現在まで27年にわたり一緒に生活しています。2018年9月6日に、中野区でパートナーシップ関係にあることを宣誓し、宣誓書等受領証の交付を受けました。

2 私が学生の頃、辞書を引いて「同性愛者」と調べると、「変態」「異常性愛」などと書かれており、メディアでも、「変な人」「異常な倒錯者」として、やはり否定的なイメージで取り上げられていました。私は、自分は周りとは違う「異常」な人間なのかという絶望感や、今後ずっと「本当の自分」を隠し続けて生きていけるのだろうか、という不安に苛まれ、とても苦しくなり、自分の将来像も描けませんでした。

30代に入り、当事者団体の電話相談窓口にご相談し、レズビアン女性が集まる交流会を紹介してもらったことがきっかけで、大江に出会いました。次第に、大江に私の困りごとについて相談に乗ってもらったり、お互いに小鳥が好きだということがわかったりして、意気投合し、大江は、私にとって自分の気持ちを隠さないで話せる大事な相手になりました。私は、今までになかった心地よい人間関係を築くことができるようになり、1996年から、共に生活するようになりました。しかし、大江と同居することについて、母は理解してはくれませんでした。母が亡くなり、その葬儀を執り行った際、私は香典の管理を

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 1 回期日(20230623)提出の書面です。

大江に頼みました。一部の親類からは「どこの誰かもわからない女を信用して、お金を任せて大丈夫なのか？」などと疑うようなことを言われていたそうです。もし、あの時、同性同士の婚姻ができれば、同性同士の関係性について、面倒な説明など特にしなくとも、周囲を納得させることができたのではないかと思うばかりです。

3 私は、同じように苦しむ人の役に、少しでも立ちたいと思い、大江とともにセクシュアル・マイノリティの支援事業や当事者コミュニティの運営などに取り組み、セクシュアル・マイノリティの当事者の方々からの相談も受けています。一昨年 3 月 17 日の札幌地裁での判決当日も、ある中学生から相談がありました。「札幌の判決を聞いて同性愛者の自分も将来結婚ができるかも知れない思い、嬉しくなった。けどこの気持ちを誰にも話せず共有できないので、ここで話したかった」とのこと。「きっと、できる！その日を楽しみにしましょうね」と、話が進みました。その後も、この判決を話題にする他の若年層からの相談は続きました。

4 しかし、東京地裁の判決は、同性間の婚姻を認めない現行法について、憲法には違反しないとするものでした。一方で、同性パートナーと家族になる制度がないのは違憲であるとの判断でした。同性カップルに異性カップルと同じ「結婚」制度の利用を認めないことは、いかに同性カップル用に似たような制度を作ったとしても、それは差別です。私は、性別に関係なく誰でも婚姻できることにより、区別や差別をなくしていくのが理想の形だと考えます。同性カップルは別の制度を使えというのでは、平等、公平ではないと思います。

私たちは、ただ、異性カップルと同じように、「婚姻」を人生の選択肢としたい、異性カップルと同じように同性カップルの関係を肯定してもらいたいだけです。それにより、同性カップルだけでなく、パートナーのいないセクシュアル・マイノリティにとっても、若年層のセクシュアル・マイノリティにとっても、もっと自信や尊厳、希望をもって生きていける、そんな社会に変化していくと思うのです。将来に対する絶望ではなく、多くの当事者が希望を持てる、そんな判決を私たちは望みます。

以上